

質問 森（益）議員（自民・中津川市）令和7年10月3日（金）

1 所有者や境界が不明な山林を取得・整理して集約できる制度の確立のための施策について

答弁 知事

岐阜県に豊富に存在する山林でございますが、議員ご指摘の東濃ヒノキのように、建築資材としての木材のほか、バイオマスや先程来も申しあげましたバイオコークスなどのエネルギー原材料になるとともに、二酸化炭素の吸収や生物多様性の維持、さらには土砂災害の防止といった重要な機能を有しております。特に本県は木の国・山の国と呼ばれ、県土面積の約8割、これを山林が占めており、古来より私共はその恩恵を大いに受けてきたところでございます。

しかしながら、戦後の植林ブーム、そしてその後の木材価格の低迷を受けて、現在我が国の山林は「植え過ぎの、伐らなさ過ぎ」と言われるように、十分な手入れが行われていないのが実情でございます。その結果、木材の質の低下にとどまらず、保水力の低下に伴う災害の頻発化、更には、野生鳥獣による被害の増加といった、人と自然界、生態系のバランスの崩壊などにもつながっているところでございます。

こうした状況のもと、山林の価値が著しく低下したことを背景に山林の所有について適切な相続登記がなされず何世代も放置され、今や全国の林地の約3割が登記上所有者不明という状況になっているのは、まさに議員ご指摘いただいたところでございます。

一方本県でも、戦後に植えられました人工林の約7割が植林後50年以上を経過し、今、利用期を迎えております。しかしながら所有者不明、境界不明確な山林が多いことから、木材搬出に必要な林道等の整備が進まず、資源活用の妨げになっており、まさに待ったなしの状況になっております。

こうした状況は林野庁も問題と考え、先程ご紹介のありました「森林経営管理法」を整備したところなんです、これは市町村が森林の経営管理の計画を策定することで所有者に代わって、森林整備を行うことは可能になりました。

しかしながら、この制度におきましても、所有者不明の場合は所有権を移転することができず、相続人の世代交代、転出等による確認作業を、煩雑な作業を行わなければならない、この手間の解消にはつながっておらず、根本的な課題解決にはなっていないのが実情でございます。

このため、改めて本県では、林野庁、私も行ってまいりました、林野庁長官とも話をしてきましたけれども、意見交換しながら、迅速かつ効率的に森林の開発や整備が可能となるよう、所有者不明の土地に係る所有権の移転も視野に入れつつ、新制度の

検討を行っているところでございます。

この所有者不明山林に係る課題の解決に向けましては、まさに議員ご指摘のとおり、先般、長野県知事との懇談におきまして、阿部知事さん、実は全国知事会長になりましたが、非常に高い関心を示されまして、共にこの課題に取り組んでいくこととしたところでございます。

実際、この問題は本県や長野県にとどまらず、全国的かつ国家的な課題でございます。このため、今後は長野県を始め、同様の問題意識を持つ他の都道府県とも連携しながら、共同での特区提案、新しい法制度に対する実験的な提案というものをですね、これも視野に入れながら、国への働きかけができるよう検討・準備を行ってまいります。

担 当 課 未来創成課

電話番号 058-272-8148

メー ル c11179@pref.gifu.lg.jp